

事務連絡
令和2年 3月 13日

各一時保育事業実施保育所園長 様

川崎市こども未来局
子育て推進部保育課長

**令和2年度川崎市一時保育事業補助金の交付申請並びに平成31年度（令和元年度）
当該補助金の基本補助額の変更交付申請及び実績報告等について（通知）**

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度当該補助金については、別紙「令和2年度川崎市一時保育事業補助金について」のとおり、国の補助基準額の引上げに伴い、本市においても補助金額の引上げを行うものですが、その交付申請手続き等については、次のとおり取り扱うこととしたので通知いたします。

また、平成31年度当該補助金の基本補助額の変更交付申請及び実績報告についても、次のとおり御提出ください。

なお、平成31年度当該補助金の加算補助額の障害児受入分、第4四半期分及び第3四半期以前の未了分についても、各申請期間の末日付で令和2年4月7日（火）までに、御提出ください。

1 令和2年度の交付申請手続き等について

令和2年度の当該補助金の交付申請等に係る申請書類及び申請期限については、次の表のとおりとします。

| 申請書類 | 申請期限 |
|-----------------------------|---------------------------|
| 一時保育事業利用状況報告書 | 当該月の翌月5日頃まで |
| 令和2年度一時保育事業補助金（基本補助額）交付申請書※ | 令和2年4月1日付で 6月3日（水）まで |
| 令和2年度一時保育事業補助金障害児加算認定協議書 | 令和2年6月26日（金） まで |
| 令和2年度一時保育事業補助金（加算補助額）第1四半期分 | 令和2年7月1日付で 7月8日（水）まで |
| 令和2年度一時保育事業補助金（加算補助額）第2四半期分 | 令和2年10月1日付で 10月7日（水）まで |
| 令和2年度一時保育事業補助金（加算補助額）第3四半期分 | 令和3年1月4日付で 1月7日（木）まで |
| 令和2年度一時保育事業補助金（加算補助額）第4四半期分 | 令和3年3月31日付で 4月8日（木）まで |

※年度途中開始の場合の一時保育事業補助金（基本補助額）交付申請書の申請期限については、当該開始日付で開始前月の20日頃までとします。

2 平成31年度の基本補助額の変更交付申請及び実績報告の手続きについて

平成31年度の当該補助金の基本補助額の変更交付申請及び実績報告に係る申請・報告書類並びに申請・報告期限については、以下の表のとおりとします。

| 申請・報告書類 | 申請・報告期限 |
|--------------------------------|--------------------------|
| 平成31年度一時保育事業補助金（基本補助額）変更交付申請書※ | 令和2年3月31日付で 4月8日（水）まで |
| 平成31年度一時保育事業補助金（基本補助額）執行状況報告書 | |
| 平成31年度一時保育事業利用実績表 | |
| 平成31年度一時保育事業実績報告書 | 令和2年3月31日付で 4月末日まで |

※一時保育事業補助金（基本補助額）変更交付申請書は、年間利用児童数が当初見込みを上回る又は下回る区分となり、当初交付額が変更となる場合に提出が必要です。

（調整第1係・第2係・第3係）
電話 044-200-2662
044-200-3709
044-200-1992

令和2年度 川崎市一時保育事業補助金について

本市の令和2年度の一時保育事業について、国の補助基準額の引上げに伴い、当該基本補助額の単価を昨年のものから引上げます。

| 年間延利用児童数 | 基準人数のすべてが保育士の場合 | 基準人数の1/2以上が保育士の場合 |
|------------------|-----------------|-------------------|
| 300人未満 | 1,600,000 | 1,382,000 |
| 300人以上900人未満 | 1,763,000 | 1,695,000 |
| 900人以上1,500人未満 | 3,173,000 | 3,051,000 |
| 1,500人以上2,100人未満 | 4,583,000 | 4,407,000 |
| 2,100人以上2,700人未満 | 5,993,000 | 5,763,000 |
| 2,700人以上3,300人未満 | 7,403,000 | 7,119,000 |
| 3,300人以上3,900人未満 | 8,813,000 | 8,475,000 |
| 3,900人以上4,500人未満 | 10,223,000 | 9,831,000 |
| 4,500人以上 | 11,633,000 | 11,187,000 |

※上記配置要件の年度途中での切替えはできませんので御注意ください。

※国において利用児童数900人未満の施設の基本補助額を拡充する予定であるため、国の動向に合わせ、本市の対応について後日お知らせします。

一時保育事業における保育士配置要件の緩和について

- ◎原則、本事業の担当者として、保育士2人以上を配置
2人のうち1人目は常勤を必須とする。
もう1人は非常勤の組合せ(月120時間で1人分とみなす)による配置も可
- ◎上記保育士2人のうち2人目について、市町村長が行う研修を修了した者の配置(組合せも含む)でも可とする。なお、保育士が3人以上となる場合には、その1/2の人数(端数切捨て)までは、研修終了者でも可
- ◎市町村長が行う研修を修了した者とは、子育て支援員研修(一時預かり事業又は地域型保育コース)の修了者とする。
※国の要綱上、家庭的保育者の配置も可とする。該当者がいる場合は、保育課へ要相談
- ◎少人数制一時保育で行っている場合には、これまで保育士に限られていたものを家庭的保育者及び子育て支援員でも可とする。

【選択手続きについて】

- ◎基本補助額の交付申請時に配置条件を選択する(市から交付決定があるまでの間は申請ベースで毎月の雇用状況報告は行う。)ものとする。
- ◎その際、申請書上は、事業担当保育士数に、常勤・非常勤の人数だけでなく、職種ごとの人数を記載(例:常勤保育士1人、非常勤子育て支援員2人)する。
- ◎また、添付書類として、担当職員名簿を添付し、子育て支援員については、研修の修了証(写し)を添付する。

一時保育利用料金 免除対象者について

＜一時保育利用料金の免除対象＞

一時保育の利用については川崎市民以外の方でも可能ですが、免除対象は原則として川崎市民の方に限ります。

- ・生活保護世帯
- ・非課税世帯(単身赴任は除く)
- ・委託児利用(里親家庭)
- ・3子同時利用の第3子
- ・児童扶養手当受給世帯(平成31年度から追加)

＜申請書類＞

- ・各証明書は、加算補助申請の各四半期ごとにコピーを添付してください。
(前の期で提出しても、次の期で省略できません。)
- ・減免事由が複数ある場合はいずれか一つの証明で足ります。
- ・児童扶養手当証書は毎年10月31日で年度が切り替わりますのでご注意ください。

幼稚園児が一時保育を利用する場合

一時保育利用料に関し、幼稚園児が長期休暇等で一時保育を利用した場合に無償化の対象となるかについて、在籍幼稚園が対象施設かどうかを川崎市役所ホームページで公表しております。

年度によって変更となる施設があるため、HPを随時参照してください。

HPアドレス:「幼児教育・保育の無償化対象施設(公示)」

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000110340.html>